

該当法令	法第 35 条、令第 123 条第 2 項第 1 号
------	----------------------------

開口部から屋外避難階段までの距離

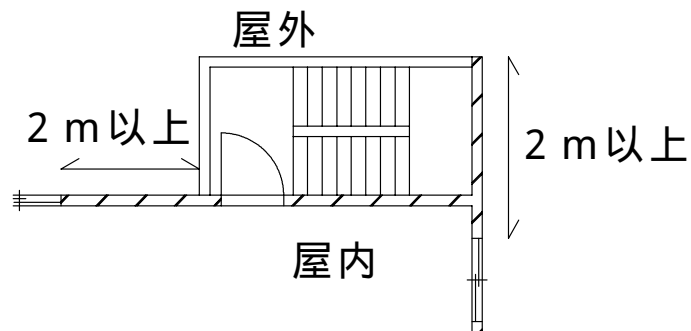
令第 123 条第 2 項に規定する屋外避難階段において、階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々 1 m²以内で、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から階段までの距離については、耐火構造の壁を設けた場合はその壁の長さを含むものとする。なお、屋外避難階段は外気に有効に開放されていること。

解説

開口部と階段との位置関係及び耐火構造の壁を設けることにより、防火上及び避難上支障がない場合は、階段は開口部から 2m 以上の距離に設けられているものとみなす。

防火上及び避難上支障がないもの

例



関連法令等	
-------	--

神奈川県建築行政連絡協議会承認年月日

平成 16 年 3 月 18 日